

◎新潟県告示第236号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年3月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	17者	上中沢外舟橋680番ほか237筆 22.2ha
阿賀野市	20者	小浮加次免8番1ほか182筆 17.3ha
胎内市	7者	乙下野地2654番2ほか38筆 3.6ha
聖籠町	1者	上大谷内古見取348番ほか2筆 0.3ha
新潟市	80者	北区長戸327番ほか705筆 65.3ha
三条市	19者	井栗道田丙757番ほか150筆 14.8ha
燕市	13者	長所前田川西792番ほか71筆 10.3ha
田上町	3者	田上331番2ほか45筆 2.5ha
弥彦村	2者	弥彦金鉢242番ほか70筆 5.9ha
長岡市	83者	桂町早生田37番1ほか1,496筆 117.0ha
見附市	13者	明晶町内川原1531番ほか97筆 11.0ha
十日町市	12者	仁田3285番ほか78筆 7.6ha
上越市	8者	青野2993番ほか425筆 40.9ha
妙高市	3者	上四ツ屋前川原221番1ほか81筆 13.2ha
糸魚川市	2者	堀切稲場953番20ほか5筆 0.7ha
佐渡市	26者	窪田1257番2ほか185筆 27.5ha
合計	309者	3,883筆 359.9ha

2 申請年月日

平成29年3月1日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。